

地方債計画と地方債制度を巡る現状について



総務省

平成31年3月25日(月)

自治財政局地方債課長

伊藤 正志

目次

- | | | |
|----------|--------------------------|-------------|
| 1 | 平成31年度地方債計画の概要と特色 | P.2 |
| 2 | 市場公募地方債について | P.18 |
| 3 | 共同発行市場公募債について | P.28 |
| 4 | IRの推進について | P.33 |

1 平成31年度地方債計画の概要と特色

平成31年度地方財政対策のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保と質の改善

- ・ 一般財源総額について、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額について前年度を0.2兆円上回る16.2兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から大幅に抑制

一般財源総額	62.7兆円(前年度比+0.6兆円、前年度 62.1兆円)
一般財源総額(水準超経費除き)	60.7兆円(同+0.4兆円、同 60.3兆円)
・ 地方税・地方譲与税	42.9兆円(前年度比 +0.9兆円、前年度42.0兆円)
・ 地方特例交付金・臨時交付金	0.4兆円(同 +0.3兆円、同 0.2兆円)
・ 地方交付税	16.2兆円(同 +0.2兆円、同 16.0兆円)
・ 臨時財政対策債	3.3兆円(同 ▲0.7兆円、同 4.0兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 幼児教育の無償化に係る財源の確保

- ・ 平成31年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応

平成31年度地方財政対策のポイント②

(3) 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

- ・ 消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填

(4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

- ・ 緊急対策に係る事業費1.2兆円を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費0.3兆円を計上

(5) 地方財政の健全化

- ・ 地方財源不足が大幅に縮小し(③06.2兆円→③14.4兆円)、折半対象財源不足が解消(③00.3兆円)
- ・ 臨時財政対策債は、前年度から0.7兆円抑制(③04.0兆円→③13.3兆円)

2. 東日本大震災分

○震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

平成31年度地方財政対策のポイント③

歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

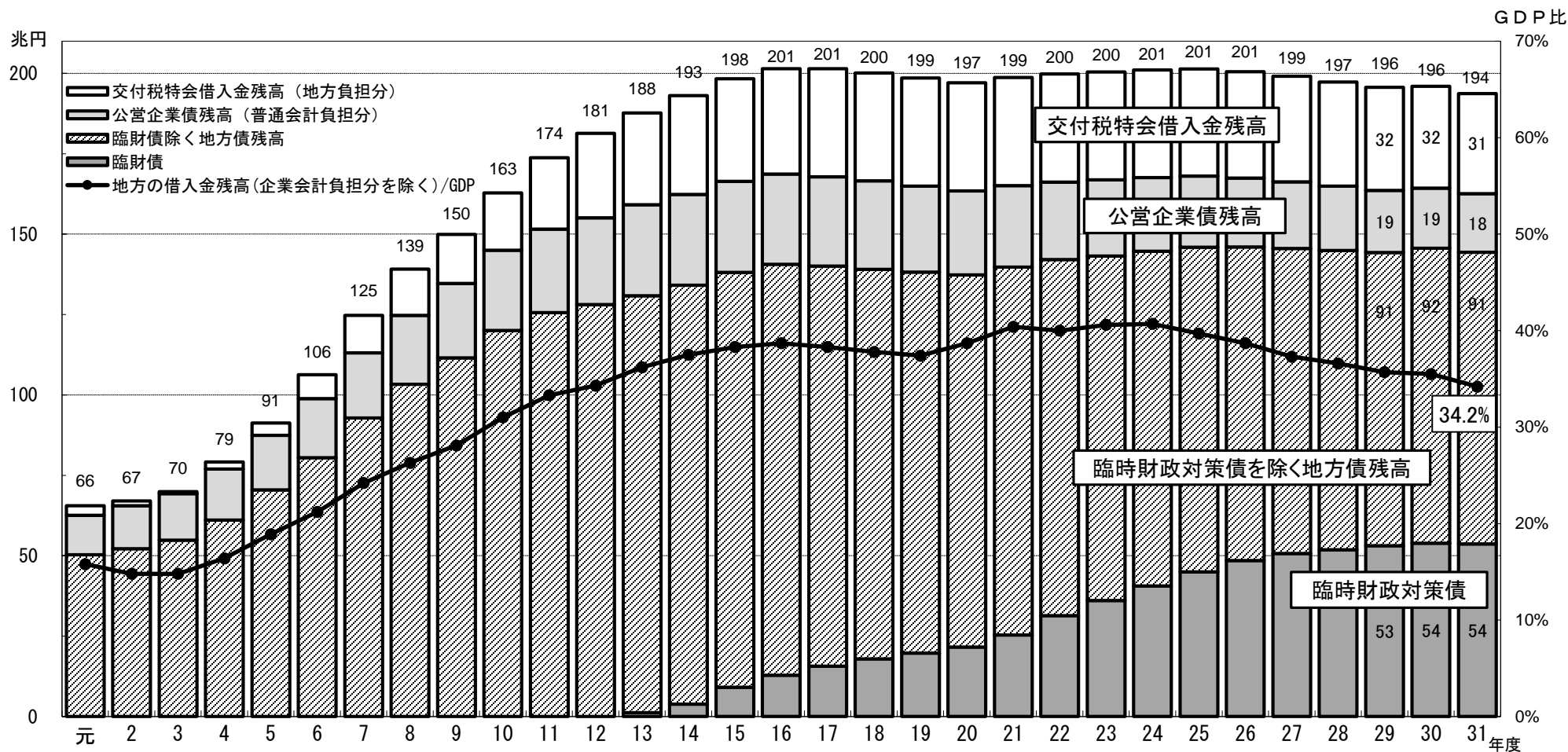
区 分		31年度 A	30年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	40.2	39.4	0.7	1.9
	地方譲与税	2.7	2.6	0.1	5.3
	地方特例交付金等	0.4	0.2	0.3	181.1
	地方交付税	16.2	16.0	0.2	1.1
	国庫支出金	14.7	13.7	1.1	7.8
	地方債	9.4	9.2	0.2	2.3
	臨時財政対策債	3.3	4.0	▲ 0.7	▲ 18.3
	臨時財政対策債以外	6.2	5.2	0.9	18.0
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.0
	雑収入	4.4	4.3	0.1	2.3
	その他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	5.0
	計	89.6	86.9	2.7	3.1

一般財源 (水準超経費を除く)		62.7	62.1	0.6	1.0
		60.7	60.3	0.4	0.7

区 分		31年度 A	30年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 出	給与関係経費	20.3	20.3	0.0	0.1
	一般行政経費	38.4	37.1	1.4	3.7
	うち 補助	21.5	20.2	1.2	6.2
	うち 単独	14.2	14.1	0.1	0.8
	うち まち・ひと・しごと創生 事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	8.0
	公債費	11.9	12.2	▲ 0.3	▲ 2.4
	維持補修費	1.3	1.3	0.0	3.2
	投資的経費	13.0	11.6	1.4	12.0
	直轄・補助	6.9	5.8	1.1	18.9
	単独	6.1	5.8	0.3	5.2
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理 推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 緊急自然災害防止 対策事業費	0.3	-	0.3	皆増
	公営企業繰出金	2.5	2.6	▲ 0.0	▲ 0.7
	水準超経費	2.0	1.8	0.2	10.3
	計	89.6	86.9	2.7	3.1

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

地方財政の借入金残高の状況



- ※1 地方の借入金残高は、平成29年度までは決算ベース、平成30年度・平成31年度は実績見込み。
- ※2 GDPは、平成29年度までは実績値、平成30年度は実績見込み、平成31年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未満は四捨五入をしている。

（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	22

平成31年度地方債計画のポイント

1 計画規模

- ・ 通常収支分については、総額1兆2兆56億円（前年度比3,600億円、3.1%増）を計上。
- ・ 東日本大震災分については、復旧・復興事業として総額28億円を計上。その全額について公的資金を確保。
- ・ 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、1兆2兆84億円（前年度比3,575億円、3.1%増）
うち普通会計分：9兆4,294億円（前年度比2,076億円、2.3%増）
公営企業会計等分：2兆5,790億円（前年度比1,499億円、6.2%増）

2 臨時財政対策債の発行

- ・ 地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆2,568億円（前年度比7,297億円、18.3%減）を計上。

3 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定、以下「3か年緊急対策」という。）に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を創設することとし、6,084億円を計上。
- ・ 地方公共団体が、「3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を創設することとし、3,000億円を計上。

4 公共施設等の適正管理の推進

- ・ 地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大することとし、4,320億円を計上。

5 財政融資資金の償還期間の延長

- ・ 学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設）について、20年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 一般廃棄物処理事業について、15年以内（うち据置3年以内）を20年以内（うち据置3年以内）に延長。

6 地方公共団体金融機構資金の償還期間の延長等

- ・ 学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設等）及び社会福祉施設整備事業について、20年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 一般廃棄物処理事業について、15年以内（うち据置3年以内）を20年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 過疎対策事業（診療施設）について、地方公共団体金融機構資金を配分。

平成31年度地方債計画①

平成31年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,140	1,130	10	0.9
4 災害復旧事業	955	873	82	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,415	22,634	2,781	12.3
(1) 一般	2,113	2,332	△ 219	△ 9.4
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	59,978	50,734	9,244	18.2
二 公 営 企 業 債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,773	12,298	475	3.9
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,710	25,057	1,653	6.6
合 計	86,688	75,791	10,897	14.4

(単位: 億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(281)	(276)	(5)	(1.8)
総 計	(281)	(276)	(5)	(1.8)
内 普通会計分	94,282	92,186	2,096	2.3
訳 公営企業会計等分	25,774	24,270	1,504	6.2
資金区分				
公 的 資 金	47,892	45,848	2,044	4.5
財 政 融 資 資 金	29,507	28,066	1,441	5.1
地方公共団体金融機構資金	18,385	17,782	603	3.4
(国の予算等貸付金)	(281)	(276)	(5)	(1.8)
民 間 等 資 金	72,164	70,608	1,556	2.2
市 場 公 募	39,400	38,200	1,200	3.1
銀 行 等 引 受	32,764	32,408	356	1.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成31年度地方債計画②

平成31年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債						
	公営住宅建設事業	9	30	△	21	△ 70.0
	災害復旧事業	10	9		1	11.1
	一般単独事業	3	2		1	50.0
公営企業債						
	下水道事業	6	12	△	6	△ 50.0
国の予算等貸付金債		(5)	(4)	(1)	(25.0)	
総 計		(5)	(4)	(1)	(25.0)	
		28	53	△	25	△ 47.2
内 訳	普 通 会 計 分	12	32	△	20	△ 62.5
	公 営 企 業 会 計 等 分	16	21	△	5	△ 23.8
資 金 区 分	公 的 資 金					
	財 政 融 資 資 金	20	36	△	16	△ 44.4
	地方公共団体金融機構資金	8	17	△	9	△ 52.9
	(国の予算等貸付金)	(5)	(4)	(1)	(25.0)	

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成31年度地方債計画③

平成31年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,149	1,160	△ 11	△ 0.9
4 災害復旧事業	965	882	83	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,418	22,636	2,782	12.3
(1) 一般	2,116	2,334	△ 218	△ 9.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	60,000	50,775	9,225	18.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,779	12,310	469	3.8
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,716	25,069	1,647	6.6
合 計	86,716	75,844	10,872	14.3

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(286)	(280)	(6)	(2.1)
総 計	(286)	(280)	(6)	(2.1)
内 普通会計分	94,294	92,218	2,076	2.3
記 公営企業会計等分	25,790	24,291	1,499	6.2
資金区分				
公 的 資 金	47,920	45,901	2,019	4.4
財政融資資金	29,527	28,102	1,425	5.1
地方公共団体金融機構資金	18,393	17,799	594	3.3
(国の予算等貸付金)	(286)	(280)	(6)	(2.1)
民間等資金	72,164	70,608	1,556	2.2
市場公募	39,400	38,200	1,200	3.1
銀行等引受	32,764	32,408	356	1.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成31年度地方債計画④

(参考)

平成31年度地方債計画について

平成31年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

1 通常収支分

(1) 概況

総額は1兆2兆56億円となり、前年度に比べて3,600億円、3.1%の増となっている。

このうち、普通会計分は9兆4,282億円で、前年度に比べて2,096億円、

2.3%の増、公営企業会計等分は2兆5,774億円で、前年度に比べて1,504億円、6.2%の増となっている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆2,568億円(前年度に比べて7,297億円、18.3%の減)を計上している。

(3) 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

① 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定、以下「3か年緊急対策」という。)」に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を創設することとし、6,084億円を計上している。

② 地方公共団体が、「3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を創設することとし、3,000億円を計上している。

(4) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業5,000億円を計上している。

(5) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大することとし、4,320億円を計上している。

(6) 過疎対策事業の推進

過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,700億円を計上している。

(7) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

住民生活に密接に関連した地方公営企業の社会資本の整備を着実に推進するため、上水道、下水道の広域化等の取組み、「3か年緊急対策」及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(8) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

(9) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

(10) 財政融資資金の償還期間の延長

① 学校教育施設等整備事業(幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設)について、20年以内(うち据置3年以内)を25年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

② 一般廃棄物処理事業について、15年以内(うち据置3年以内)を20年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

(11) 地方公共団体金融機構資金の償還期間の延長等

① 学校教育施設等整備事業(幼稚園その他の学校施設等)及び社会福祉施設整備事業について、20年以内(うち据置3年以内)を25年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

② 一般廃棄物処理事業について、15年以内(うち据置3年以内)を20年以内(うち据置3年以内)に延長することとしている。

③ 過疎対策事業(診療施設)について、地方公共団体金融機構資金を配分することとしている。

2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額28億円を計上している。

(2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

平成31年度地方債計画⑤

【参考1】通常分・特別分の状況（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
普通会計分	94,294	92,218	2,076	2.3
通常分	52,926	43,553	9,373	21.5
特別分	41,368	48,665	△7,297	△15.0
臨時財政対策債	32,568	39,865	△7,297	△18.3
財源対策債	7,900	7,900	0	0.0
退職手当債	800	800	0	0.0
調整	100	100	0	0.0
公営企業会計等分	25,790	24,291	1,499	6.2
総 計	120,084	116,509	3,575	3.1
通常分	78,716	67,844	10,872	16.0
特別分	41,368	48,665	△7,297	△15.0

（注）公営企業会計等分はすべて通常分である。

【参考2】地方債資金の構成内訳（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	平成31年度計画		平成30年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	47,920	39.9	45,901	39.4	2,019	4.4
財政融資資金	29,527	24.6	28,102	24.1	1,425	5.1
地方公共団体金融機構資金	18,393	15.3	17,799	15.3	594	3.3
（国の予算等貸付金）	（286）	-	（280）	-	（6）	（2.1）
民 間 等 資 金	72,164	60.1	70,608	60.6	1,556	2.2
市場公募	39,400	32.8	38,200	32.8	1,200	3.1
銀行等引受	32,764	27.3	32,408	27.8	356	1.1
合 計	120,084	100.0	116,509	100.0	3,575	3.1

（注）1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆900億円（前年度比2,100億円、3.1%増）を予定している。

2 国の予算等貸付金の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

(2) 事業年度

平成31・32年度

※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる

(3) 地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%

(4) 事業費

1. 2兆円（平成31年度）

2. 「緊急自然災害防止対策事業費」の創設

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

【対象施設】

治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川（護岸、堤防、排水機場等）、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、港湾・漁港防災 等

(2) 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

(3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

(4) 事業費

0. 3兆円（平成31年度）

1 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施される地方単独事業

(1) 対象施設

治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

(2) 具体的な対象事業

- ・ 国庫補助事業の要件を充たさない事業を対象とする。

2 緊急自然災害防止対策事業計画

本計画については、対象施設の区分ごとに分類した上で、個別の事業ごとに作成する。

(1) 記載事項

- ① 事業の概要（内容、期間、事業費、財源内訳）
- ② 事業の必要性、緊急性

以下の（i）～（iii）等を踏まえた事業の必要性・緊急性（優先度）を記載。

（i）事業の対象となる地域の危険性

- ・ 自然災害が発生した場合の事業の対象となる地域の危険性について記載。

※ 事業の対象となる地域には、地域防災計画上、災害発生時に危険な区域として指定されていない区域も含む。

2 緊急自然災害防止対策事業計画（続き）

（ii）事業の対象となる施設に係る防災・減災面での点検結果

- ・ 事業の対象となる施設について、これまで防災・減災面での点検を実施している場合、当該点検の結果を記載。

（iii）事業の対象となる施設の個別施設計画の策定状況

- ・ 個別施設計画（同種・類似の計画を含む）が未策定の場合には、今後の策定見込みについて記載。

（2）手続

- ・ 各地方公共団体が当該施設を所管する省庁に対し、計画を提出。
- ・ 関係省庁の確認を経た後、当該地方公共団体は、総務省に対し、起債の届出・協議に併せ、当該計画を提出。
※市町村は都道府県を経由して行う。

3 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

4 財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充(橋梁、都市公園施設等)

【地方債計画額 H29 : 3, 150億円 → H30 : 4, 320億円 → H31 : 4, 320億円】

公共施設等適正管理推進事業債

期間:平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで(ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる))

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業)

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%(注))

※下線部分を平成31年度から拡充

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%(注))

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率 : 90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率 : 30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率 : 90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

※①~⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設

1. 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

2. 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

3. 財政措置

(1) 地方債の充当率 起債対象経費の90%以内

(2) 交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

4. 事業年度

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

※ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置

5. 起債対象経費

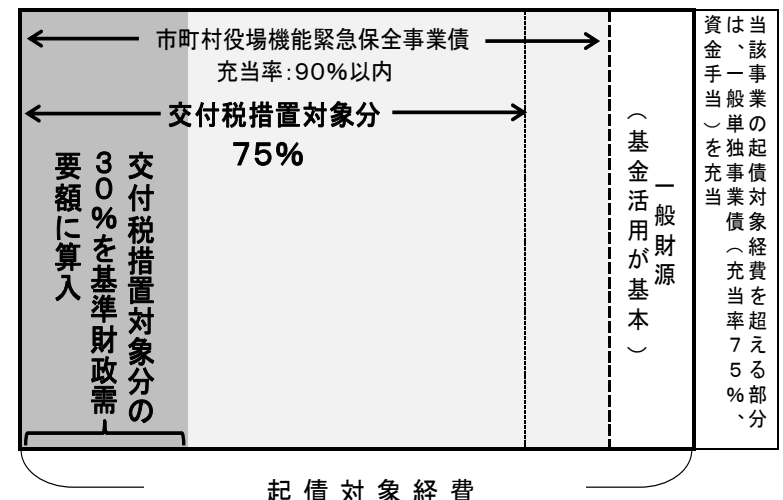
庁舎建替え事業費 × (建替前延床面積 又は 標準面積) / 新庁舎の面積

※対象面積の上限は、建替前延床面積と標準面積のいずれか大きい方の面積

※標準面積：入居職員数 × 35.3㎡

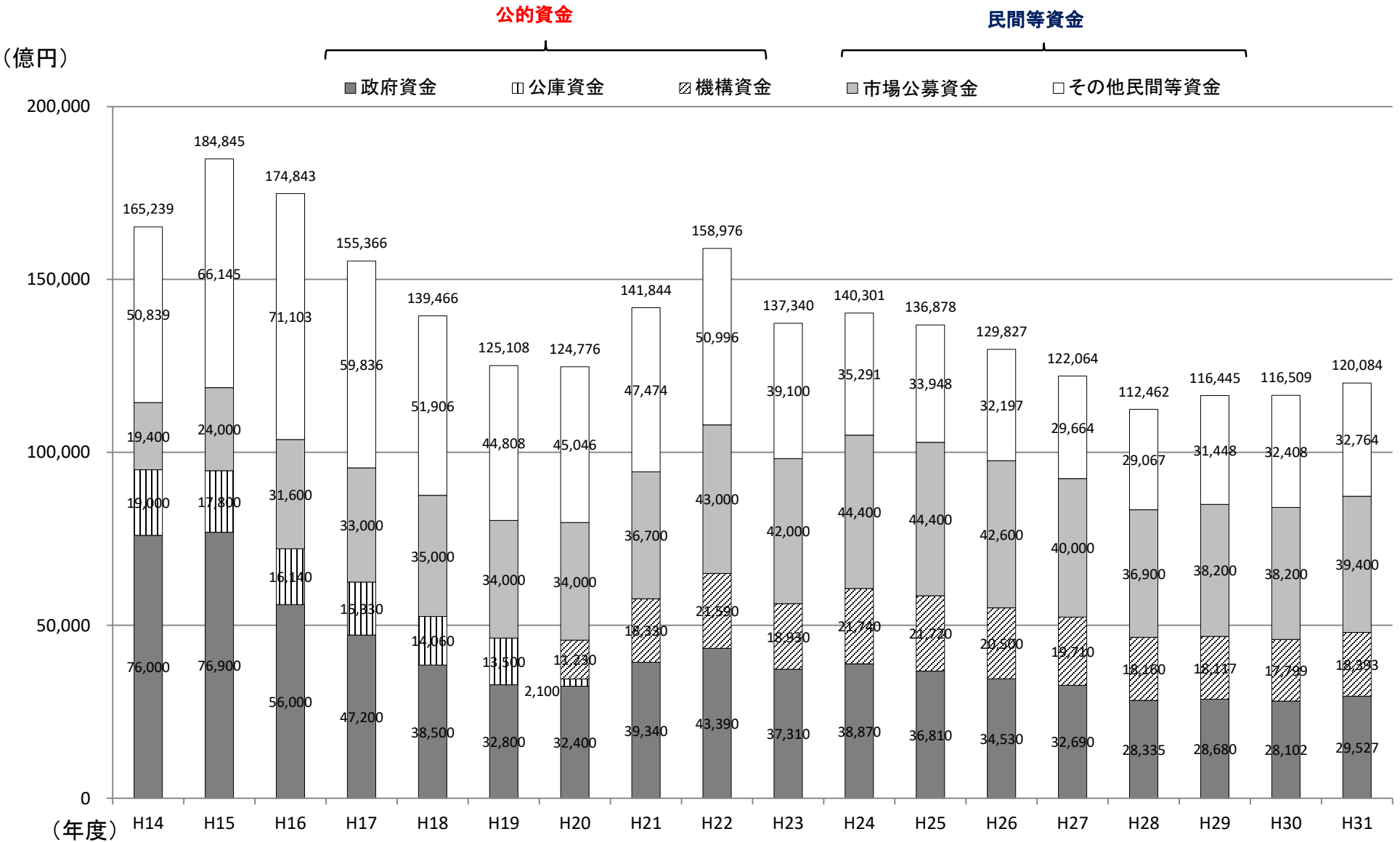
※用地費は、一般単独事業債(一般事業)による対応

<イメージ>



2 市場公募地方債について

地方債計画額（当初）の推移（資金別）

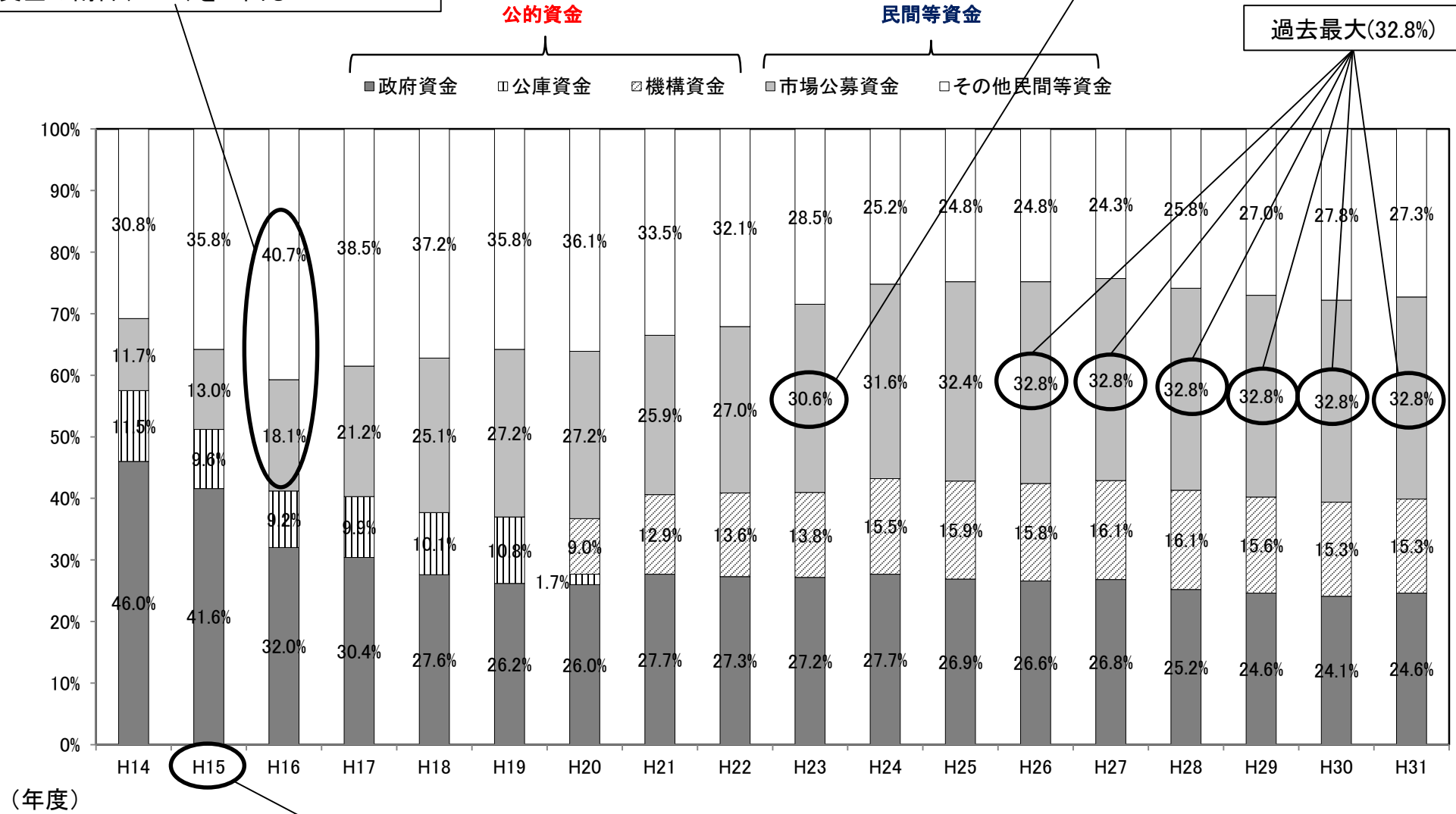


地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移

初めて民間等資金の割合(58.8%)が公的資金の割合(41.2%)を上回る

初めて市場公募資金が最も高い割合を占める(30.6%)

過去最大(32.8%)



(年度)

共同発行市場公募地方債の発行開始

平成31年度市場公募地方債について

市場公募地方債の発行を引き続き推進する。

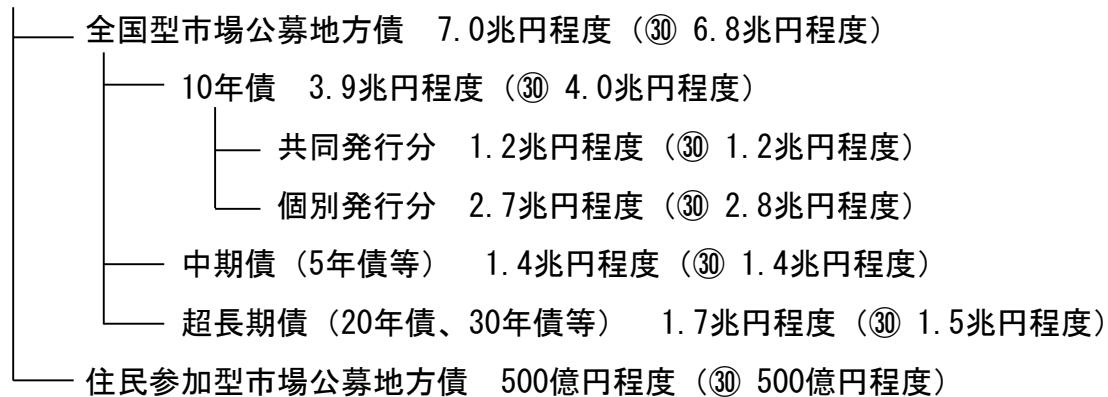
[地方債計画計上額]

市場公募地方債 3兆9,400億円
 (地方債計画総額に占める割合 ③〇 32.8% → ③① 32.8%)

- (1) 全国型市場公募地方債 3兆8,900億円 (③〇 3兆7,700億円)
- (2) 住民参加型市場公募地方債 500億円 (③〇 500億円)

〈参考1〉平成31年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 7.1兆円程度 (③〇 6.9兆円程度)



(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注3) 平成30年度の数値は平成30年度計画ベースの数値。

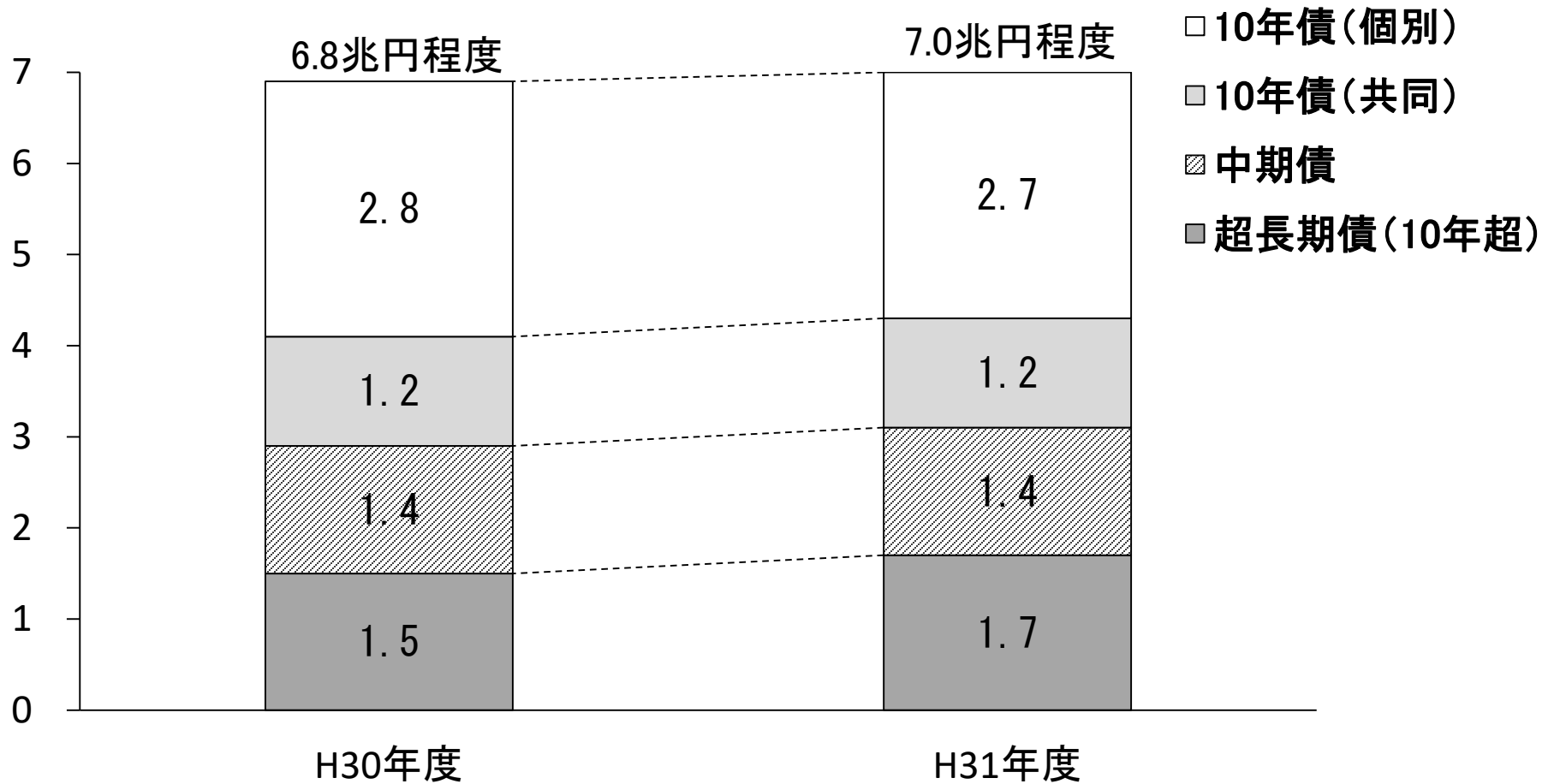
〈参考2〉市場公募地方債の地方債計画 (当初) 計上額推移

(単位：兆円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市場公募地方債	4.2	4.4	4.4	4.3	4.0	3.7	3.8	3.8	3.9
地方債計画総額に占める割合	30.6%	31.6%	32.4%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%

全国型市場公募地方債計画額（償還年限別）

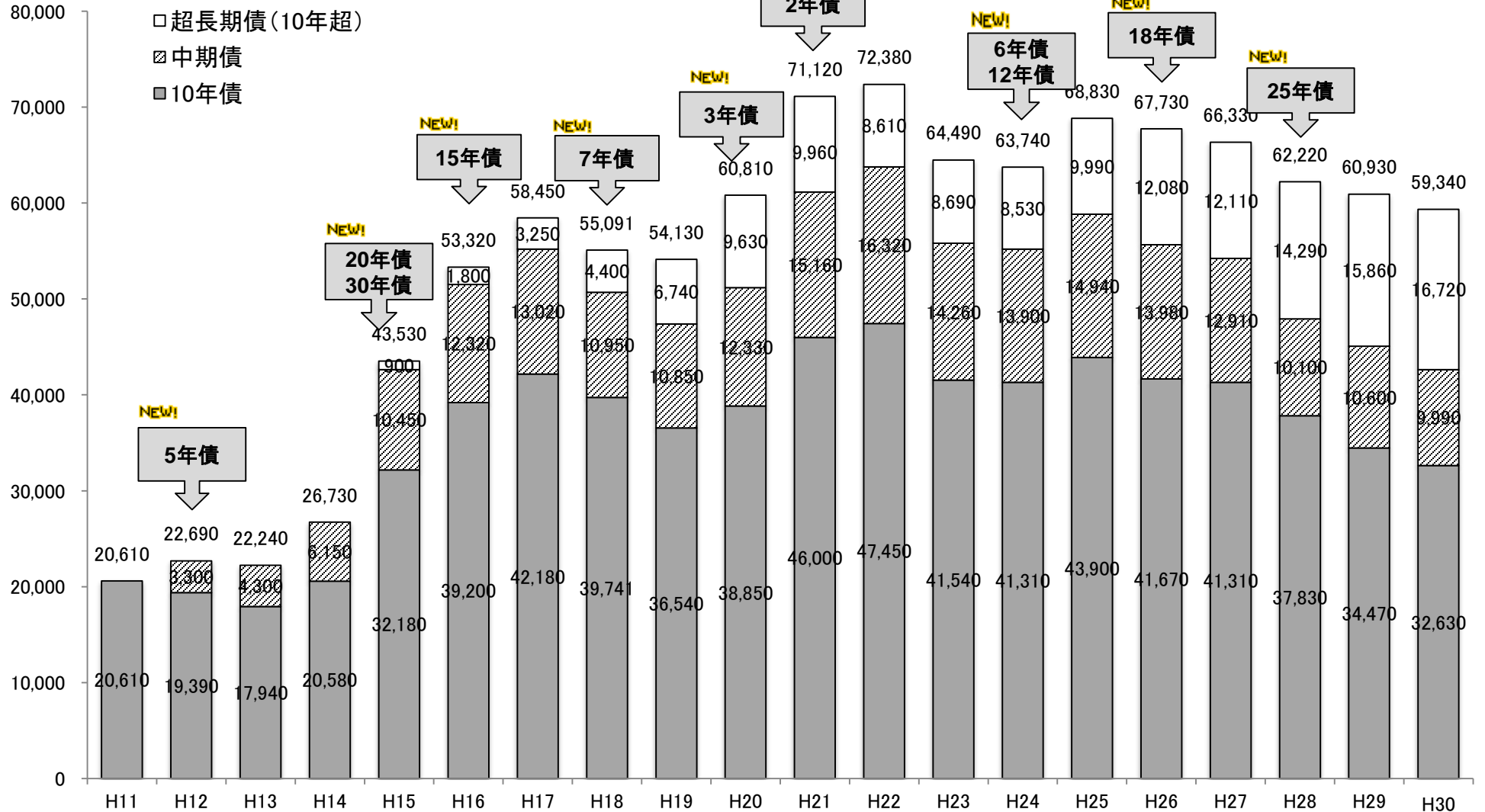
(兆円)



(注) 地方債計画額(当初)による比較であり、発行実績とは異なる。

全国型市場公募債の償還年限別発行額推移

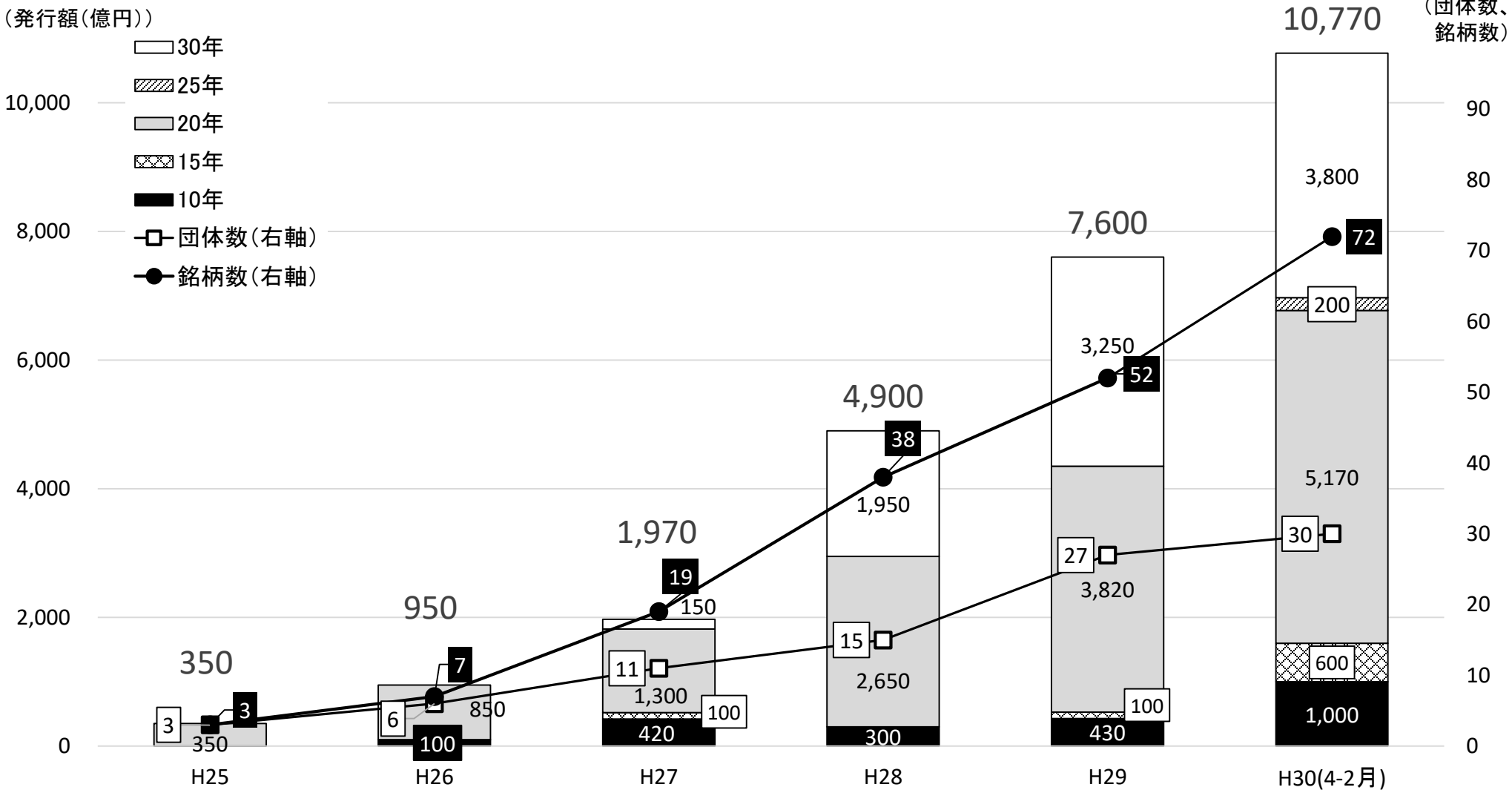
単位: 億円



※外債を除く。

出所: 地方債協会 (4-2月)

全国型市場公募債のうち定時償還方式による発行額

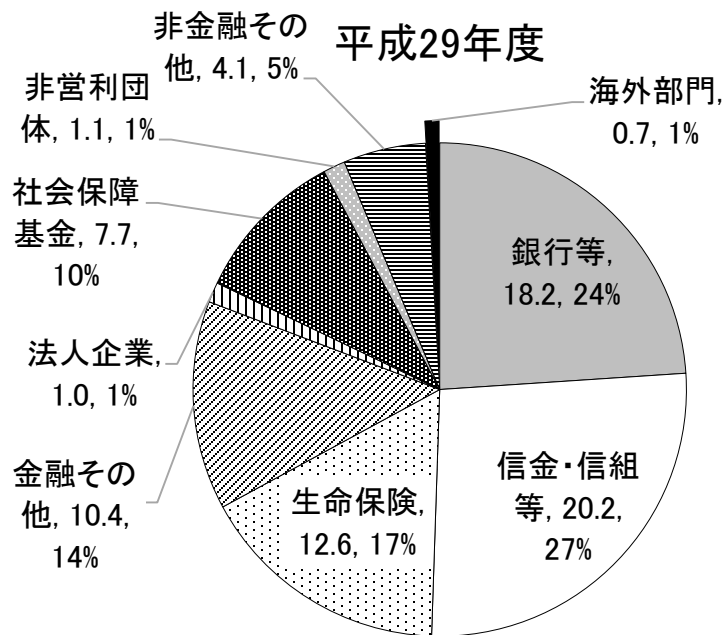
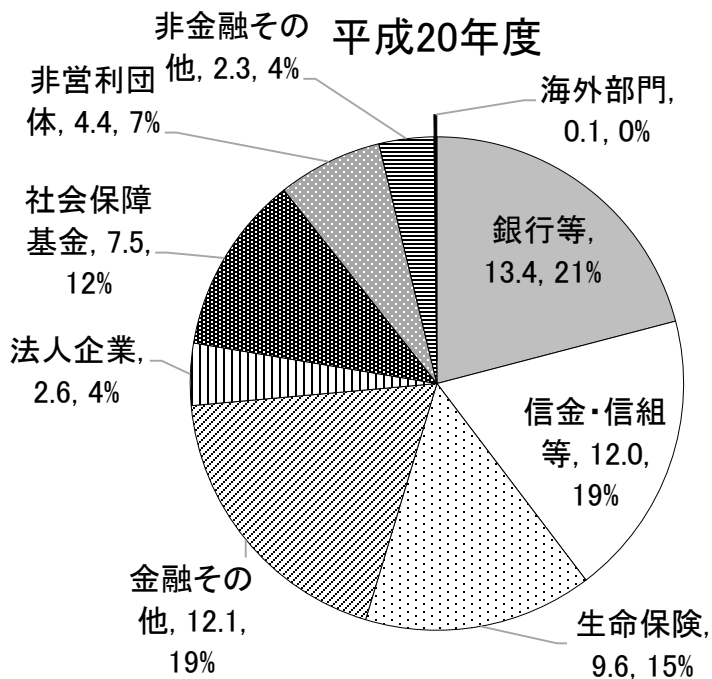


出所: 地方債協会

地方債（証券）の投資家別保有額の推移

(兆円)

区分	合計	金融部門					非金融部門					海外部門
		銀行等	信金・信組等	生命保険	その他	法人企業	社会保障基金	非営利団体	その他			
平成5年度	27.1	22.7	10.1	4.0	4.2	4.4	4.4	0.6	2.2	0.9	0.7	0.0
平成10年度	54.7	47.4	12.7	11.8	12.9	9.9	7.4	0.4	3.2	2.5	1.2	0.0
平成15年度	58.4	50.0	11.4	14.2	12.8	11.6	8.4	0.9	3.8	2.2	1.5	0.0
平成20年度	63.9	46.9	13.4	12.0	9.6	12.1	16.9	2.6	7.5	4.4	2.3	0.1
平成25年度	74.6	57.4	16.7	16.5	14.5	9.8	17.0	1.7	8.5	2.8	4.0	0.2
平成29年度	76.0	61.4	18.2	20.2	12.6	10.4	13.9	1.0	7.7	1.1	4.1	0.7



出所：日本銀行「資金循環統計」、地方債協会資料。
四捨五入により合計が合わない場合がある。

全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成 元 年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成 22 年度	三重県	相模原市	49
平成 23 年度	滋賀県、長崎県		51
平成 24 年度		熊本市	52
平成 25 年度	高知県、佐賀県		54
平成 27 年度	秋田県		55

住民参加型市場公募地方債

- ・ 住民参加型市場公募地方債の制度目的には、以下のような点が挙げられる。
 - － 住民の行政参加意識高揚
 - － 住民に対する施策のPR
 - － 資金調達手法の多様化
 - － 個人金融資産の有効活用
 - － 市場公募化のためのノウハウ習得 など

・ 年度別発行実績

区分	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度 (予定)
団体数	122	102	88	91	80	78	75	66	61	32	13	28
発行額	3,083	2,650	2,488	2,441	2,137	2,028	1,864	1,746	1,486	373	182	288

※ 出所:地方債協会

※ H30年度(予定)の数値は平成30年4月報道発表資料ベースの数値。

3 共同発行市場公募地方債について

共同発行市場公募地方債

36の地方団体が共同して発行する債券
(平成15年4月から毎月発行)

平成31年度発行予定:1.2兆円程度
10年満期一括償還

1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき36団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

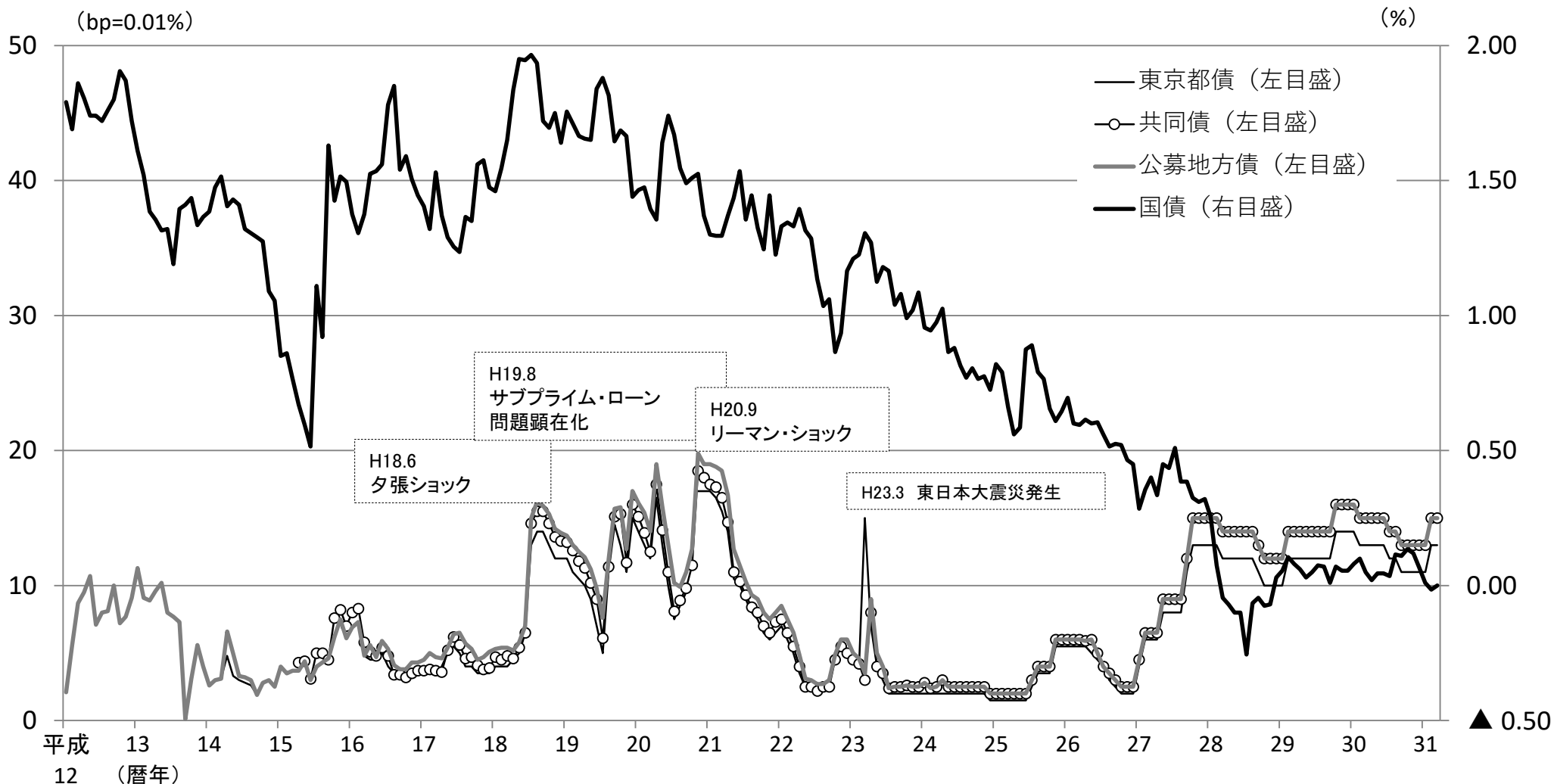
2 ファンド(流動性補完措置)

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

【発行団体(平成31年度)】

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

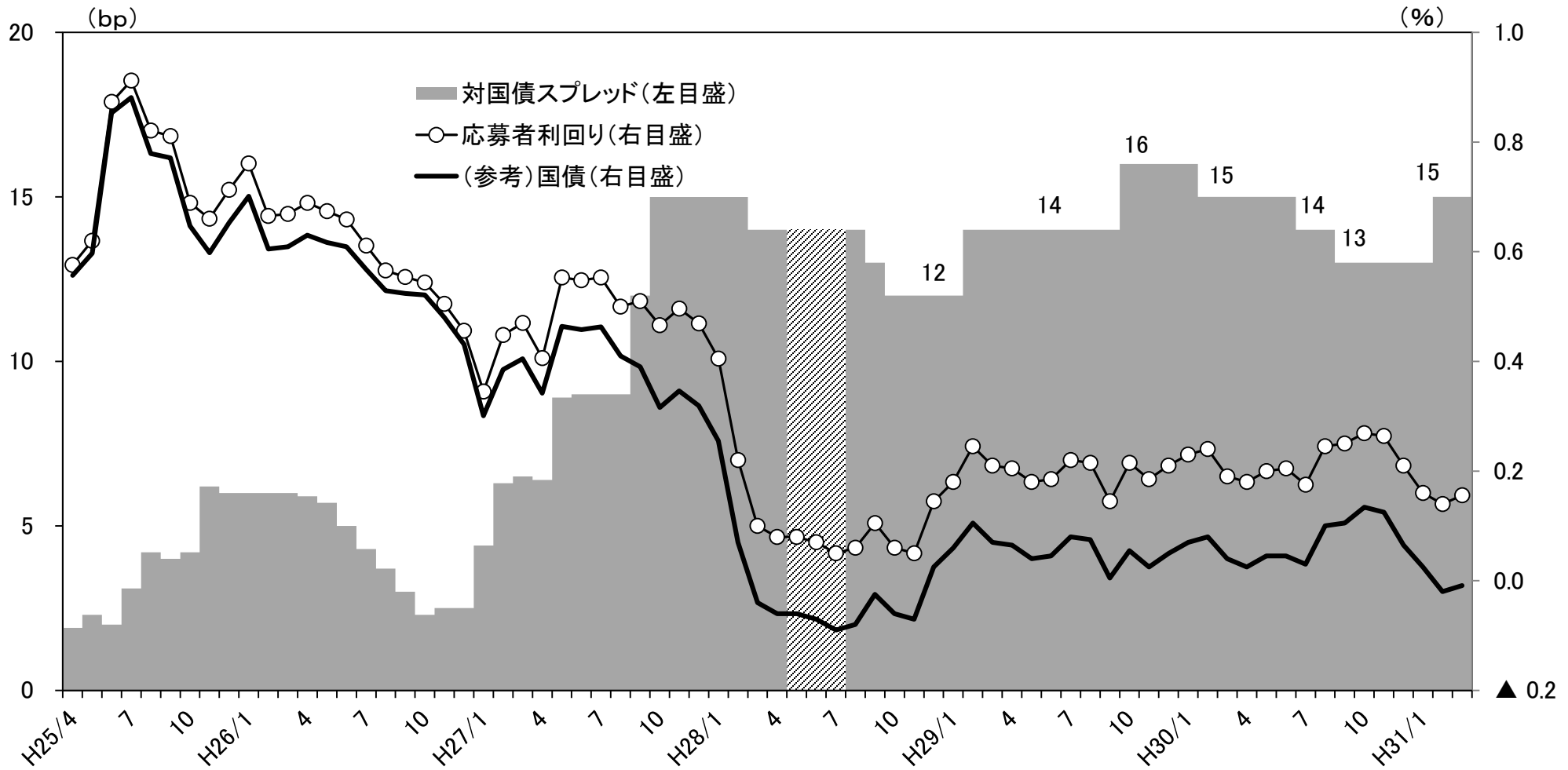
10年新発国債利回りと10年地方債の対国債スプレッド推移



- ※ 公募地方債は、平成18年8月までは統一条件交渉方式により決定。平成18年9月以降は、個別条件交渉方式により決定されているため、ここでは、各月の最初の条件決定がされた個別地方債を用いて対国債スプレッドを算出している。
- ※ 国債利回りの低下に伴い、共同債(平成28年5～7月)・公募地方債(同年4～8月)・東京都債(同年4～8月)は、絶対値でのプライシングが行われた(同期間の対国債スプレッドは、スプレッドプライシングが有効であった場合の水準)。
- ※ 近年では日銀による金融緩和を受け、国債利回りが低下。地方債の対国債スプレッドは拡大したが、地方債利回りは低位で推移している状態。

共同発行市場公募地方債の利回りと対国債スプレッドの推移

近年では日銀による金融緩和を受け、国債利回りが低下。共同債の対国債スプレッドは拡大したが、利回りは低位で推移している状態。



(※) 28/5～7月債における対国債スプレッドは、長期金利の動向次第で、スプレッドプライシングが有効であった場合の仮水準(絶対値によるプライシングとともに、引受会社から聴取したもの)

共同発行市場公募地方債の月別発行額

(億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H16年度	1,030	1,090	1,030	1,030	1,040	1,060	1,010	1,010	1,030	1,020	1,030	1,050	12,430
H17年度	1,080	1,080	1,090	1,100	1,100	1,090	1,090	1,100	1,080	1,090	1,090	1,090	13,080
H18年度	1,110	1,110	1,090	1,110	1,100	1,110	1,110	1,090	1,090	1,100	1,110	1,110	13,240
H19年度	1,000	1,000	1,000	1,040	1,020	1,000	1,000	1,050	1,000	1,000	1,030	1,000	12,140
H20年度	1,050	1,000	1,000	1,000	1,050	1,050	1,000	1,050	1,000	1,050	1,050	1,000	12,300
H21年度	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	13,900
H22年度	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	16,200
H23年度	1,360	1,250	1,250	1,250	1,200	1,250	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400	15,360
H24年度	1,250	1,250	1,250	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400	15,150
H25年度	1,300	1,300	1,250	1,250	1,260	1,250	1,250	1,250	1,250	1,260	1,250	1,300	15,170
H26年度	1,300	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,170	1,170	1,170	1,240	1,240	1,250	14,740
H27年度	1,300	1,310	1,170	1,190	1,170	1,180	1,110	1,100	1,110	1,190	1,200	1,180	14,210
H28年度	1,100	1,090	1,010	1,040	1,000	1,000	900	900	910	1,010	1,040	1,040	12,040
H29年度	1,090	1,120	1,020	1,020	1,010	1,030	860	870	860	1,020	1,080	1,080	12,060
H30年度	1,130	1,140	1,000	1,000	1,040	1,060	820	800	820	1,100	1,090	1,070	12,070
H31年度 (予定)	1,150	1,160	1,150	1,050	1,000	1,030	800	810	820	1,130	1,160	1,110	12,370

4 IRの推進について

地方債の投資家層拡大に向けた取組み（IR活動）

※ IR=Investor Relations

○地方債については、何よりその信用を維持すること(償還確実性を確保すること)が重要。

そのためには、次の内容の周知を図る活動(IR活動)が大切。

- ・ 国における制度的対応: ①地方財政計画や地方交付税により元利償還に要する財源を確保すること
②法律により財政健全化制度を設けること により、確実に償還が担保される仕組みが設けられていること
- ・ 地方公共団体における対応: ①行財政改革の推進や地域活性化施策の推進による税源の確保など歳出・歳入両面の取組み
②分かりやすい財務情報※の開示

※ IRで各団体が提供している財務情報

予算・決算、実質公債費比率等の健全化判断比率、中長期的な財政収支の見通し、今後想定されるリスクとその対応、財政健全化に向けた取組み、新公会計制度に基づく財務諸表の状況、公共施設等総合管理計画の概要 など

平成30年度実績及び予定

▽市場公募地方債発行団体合同IR

共催	市場公募地方債発行55団体・総務省・地方公共団体金融機構・(一財)地方債協会
開催日	10月23日(火)
開催地	東京
参加人数	249人

▽共同発行市場公募地方債IR

<投資家説明会>

主催	共同発行市場公募地方債発行団体・総務省・地方公共団体金融機構・(一財)地方債協会
実施日	3月25日(月)
開催地	東京

<個別投資家向け説明>

主体	総務省・(一財)地方債協会 (※10月12日(金)は総務省のみ)
実施日	7月6日(金)、9月6日(木)、7日(金)、10月12日(金)

▽個別団体のIR

※地方債協会HPによる

団体名	開催日	開催地	備考
横浜市	4月20日(金)	東京都	市長が説明
川崎市	7月11日(水)	川崎市	市長が説明
埼玉県	8月2日(木)	東京都	知事が説明
東京都	10月17日(水)	東京都	財務局主計部長が説明
京都市	11月2日(金)	東京都	市長が説明
浜松市	12月5日(水)	東京都	市長が説明
川崎市	3月27日(水)	東京都	市長が説明

▽海外における地方債IR

<総務省・愛知県・地方公共団体金融機構・(一財)地方債協会>

4月30日(月)～5月5日(土)にかけヨーロッパ(ロンドン及びフランクフルト)にて、投資家訪問を実施した。